

平成26年7月4日

総務大臣
新藤義孝様

特別区長会
会長 西川 太郎

個人住民税の「還付加算金の規定」の改正に関する要望

所得税法第122条第1項の還付申告に基づき、個人住民税が減額となる場合等の還付加算金の計算始期について、地方税法第17条の4第1項第1号による「当該過納金に係る地方団体の徴収金の納付又は納入があった日の翌日」の適用から除外し、特例を設けるよう改正されたい。

個人住民税申告書は申告者の便宜を図るとの観点から、所得税確定申告書の提出を住民税申告書の提出とみなしている。

また、所得税では申告義務がない者が、医療費控除等を受けるための還付申告書を5年間提出することが可能であり、申告義務がある者であっても期限後申告が認められており、申告期限後に課税標準額が変わることは多々ある。

このことにより、当初給与支払報告書等によって適正に賦課決定され、納税までされていたものが、所得税法上の遡及的な申告行為により、住民税の賦課決定額も遡及して減額されることになる。

こうした還付にあたっては、現行の規定で、地方税法第17条の4第1項第1号を適用せざるを得ないが、所得税では期限後申告による還付の場合は、申告書類の提出の翌日としており、個人住民税との間に制度的な不合理が生じている。

還付加算金の支給は、結果としてその他多くの納税者が納めた税金を原資とすることから、現行の規定では問題があるものとする。については、所得税に準拠せざるを得ない個人住民税の特性等を考慮し、現在のような不合理が生じないよう、個人住民税においては還付申告書の收受日を基準とする特例を設けるなど、地方税法の改正を要望するものである。